

## 岩手中部水道企業団週休2日工事実施要領

### (目的)

第1 この要領は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事において、週休2日を確保する工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工事全体の一時休止及び工場製作のみを実施している期間の他、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (2) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 完全週休2日（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下、「祝日に関する法律」という。）に規定する祝日に指定し、同一週にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日祝の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。
- (4) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少くなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。
- (5) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (6) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (7) 完全週休2日交替制（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら、その週に含まれる土日並びに祝日に関する法律に規定する祝日に相当する日数以上の休日を確保する取組をいう。

- (8) 完全週休 2 日交替制（土日）とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日を確保する取組をいう。
- (9) 月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。
- (10) 通期の週休 2 日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。

## 2 週休 2 日の達成判断は次のとおりとする。

- (1) 完全週休 2 日（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、土日並びに祝日に関する法律に規定する祝日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。この場合において 1 週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、土日祝に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1 週間にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行うものとする。

また、曜日を跨ぐ夜間工事は、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間、祝日からその翌日に跨ぐ夜間で現場閉所が行なっていれば、完全週休 2 日（土日祝）を達成しているとみなす。

なお、営繕工事における 1 週間は、原則として土曜日から金曜日までの 7 日間とする。

- (2) 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。この場合において 1 週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、曜日を跨ぐ夜間工事は、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行なっていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

なお、営繕工事における 1 週間は、原則として土曜日から金曜日までの 7 日間とする。

- (3) 月単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、土日の合計日数以上に閉所を行なっている場合に、その月の週休 2 日を達成しているものとみなす。

- (4) 通期の週休 2 日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日／28 日）以上の状態をいう。

- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (6) 完全週休2日交替制（土日祝）とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数が、その週に含まれる土日並びに祝日にに関する法律に規定する祝日に相当する日数以上の休日を確保した状態をいう。
- (7) 完全週休2日交替制（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
- (8) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。
- (9) 通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。

（対象工事の選定）

第3 対象工事は、企業団が発注する全ての工事を対象とする。ただし、企業団が週休2日工事に適さないと判断した工事は除く。

（発注方式）

第4 発注方式は、次のいずれかによるものとする。

(1) 完全週休2日（土日）I型

受注者が、完全週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（ただし、月単位の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日（土日）II型

受注者が、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（ただし、通期の週休2日は必須）

(3) 完全週休2日交替制I型

受注者が、完全週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（ただし、月単位の週休2日交替制は必須）

(4) 完全週休2日交替制II型

受注者が、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（ただし、通期の週休2日交替制は必須）

2 工事発注は、原則として完全週休2日（土日）I型又は完全週休2日（土日）II型とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、完全週休2日交代制I型又は完全週休2日交代制II型を選定できるものとする。

3 営繕工事において、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

### 【第 I 編】週休 2 日工事

#### (積算方法)

第 5 発注者は、完全週休 2 日（土日）I 型の積算にあたっては、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで設計価格を積算するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を第 7 の規定に基づき確認した結果、完全週休 2 日（土日）が未達成であるが月単位の週休 2 日を達成したものについては、月単位の週休 2 日の補正係数に変更し、また、月単位の週休 2 日が未達成のものについては補正係数を除して、設計変更を行うものとする。

2 発注者は完全週休 2 日（土日）II 型の積算にあたっては、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで設計価格を積算するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を第 7 の規定に基づく週休 2 日実施報告により確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成であるが月単位の週休 2 日を達成したものについては、月単位の週休 2 日の補正係数に変更し、また、月単位の週休 2 日が未達成のものについては補正係数を除して、設計変更を行うものとする。

3 補正係数については、岩手県県土整備部週休 2 日工事実施要領（平成29年9月12日建技第399号、以下「岩手県要領」という。）第 4 第 4 項の規定を準用する。

#### (実施手続)

第 6 発注者は、発注時において、特記仕様書等に週休 2 日工事の対象であることを明示するものとする。

2 週休 2 日の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書（当初）に具体的な休日を確保した週休 2 日工事工程表（計画）を添付し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- (3) 工事契約後、完全週休 2 日（土日祝）の取組にあたって、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合で、土日祝に代わる代替日の設定が困難であり現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、やむを得ない必要最

小限の期間に限定するものとする。

また、この対象外とする期間においては、受注者は技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(4) 工事契約後、完全週休2日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合で、土日に代わる代替日の設定が困難であり現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、やむを得ない必要最小限の期間に限定するものとする。

また、この対象外とする期間においては、受注者は技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(5) 受注者は、対象期間中、休日取得状況（現場閉所実績）を記載した週休2日工事工程表（実施）を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(6) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、代替日を設定し、事前に発注者と協議する。なお、1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、代替日を設定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

(7) 夜間作業などにより出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

(8) 休日と定めた日において、次に該当する場合は現場閉所日として取り扱うことができる。

ア 発注者が緊急の作業を要請した場合

イ 現場見学会等の対応を行った場合

ウ 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他  
の一切の現地作業を行わない場合

3 受注者は、週休2日工事である旨を現場の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

4 週休2日工事において、受注者が交替制による週休2日工事を実施する場合は、受注者は施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

5 受注者は、週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

6 発注者は、週休2日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資

料作成を含め現場閉所日における作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(実施確認)

第7 受注者は、工事完成届を提出する日の20日前（土日祝日含む）までに、現場閉所日を記載した最終の週休2日工事工程表（実施）を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、前項の提出に際し、休日が確保されていることがわかる資料（下請企業を含む、作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）を監督職員に提示するものとする。

3 発注者は、前2項により週休2日の達成状況を確認する。

4 受注者の責により、前第1項及び第2項が行われない場合は、週休2日が達成できなかつたものとして扱う。

(工事成績評定における評価)

第8 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

(1) 完全週休2日（土日祝）の達成 2点加点評価する。

(2) 完全週休2日（土日）の達成 1.5点加点評価する。

(3) 月単位の週休2日の達成 1点加点評価する。

(4) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかつた場合 2点減点評価する。

(達成証明)

第9 発注者は、受注者から工事完成検査終了後に週休2日達成証明願（様式第1号）により週休2日達成証明の依頼があった場合は、達成状況を確認の上これを証明するものとする。

## 【第II編】週休2日交替制工事

(積算方法)

第10 発注者は、完全週休2日交替制I型の積算にあたっては、完全週休2日交替制（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで設計価格を積算するものとする。

なお、休日率の達成状況を第12に規定に基づく週休2日実施報告により確認後、完全週休2日交替制（土日）が未達成であるが月単位の週休2日交替制を達成したものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日交替制が未達成のものについては、補正係数を除して、設計変更を行うものとする。

2 発注者は、完全週休2日交替制Ⅱ型の積算にあたっては、完全週休2日交替制（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで設計価格を積算するものとする。

なお、休日率の達成状況を第12の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、完全週休2日交替制（土日）が未達成であるが、月単位の週休2日交替制を達成したものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日交替制が未達成のものについては補正係数を除して、設計変更を行うものとする。

3 補正係数については、岩手県県土整備部週休2日工事実施要領（平成29年9月12日建技第399号、以下「岩手県要領」という。）第10第5項の規定を準用する。

4 休日日数の割合（休日率）の算出方法は、以下による。

$$\text{休日日数の割合（%）} = \text{当該工事における休日日数} / \text{作業期間}^*$$

\*下請の場合、作業期間は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

5 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び作業期間の対象としない。

#### （実施手続）

第11 発注者は、発注時において、特記仕様書等に週休2日交替制工事の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日交替制の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、施工計画書（当初）に交替制による週休2日の確保を実施する旨を記載し、監督職員に提出するものとする。

(2) 受注者は、対象期間中、実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(3) 機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

(4) 工事契約後、週休2日交替制工事の取組にあたって、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、この対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

(5) 受注者のやむを得ない理由で休日に作業を行う場合の取扱いについては、第I編の規定による。

(6) 夜間作業などの曜日を跨ぐ場合の休日の取り扱いについては、第I編の規定に

よる。

(7) 休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。

3 週休2日交替制工事である旨の現場掲示については、第I編の規定による。

4 週休2日交替制工事において、受注者が現場閉所による週休2日を実施する場合は、受注者は施工計画書（当初）の提出前に現場閉所による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

5 経費補正の下請負契約への反映については、第I編の規定による。

6 発注者の週休2日交替制工事の実施に支障とならない対応等については、第I編の規定による。

（実施確認）

第12 受注者は、工事完成届を提出する日の20日前（土日祝日含む）までに休日率が記載された最終の実施工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、前項の提出に際し、技術者及び技能労働者の休日率算出資料及び休日率の達成状況が確認できる既存資料等（下請け企業を含む、出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示するものとする。

3 発注者は、前各項により休日率（週休2日）の達成状況を確認する。

4 受注者の責により、前第1項及び第2項が行われない場合は、週休2日が達成できなかったものとして扱う。

（工事成績評定における評価）

第13 工事成績評定における評価については、第I編の規定による。ただし、第I編第8中「週休2日の達成を確認した場合」とあるのは「休日率（週休2日）の達成を確認した場合」と読み替えるものとする。

（達成証明）

第14 達成証明については、第I編の規定による。

附 則（令和6年12月19日告示甲第57号）

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附 則（令和7年12月19日告示甲第43号）

この要領は、令和7年12月19日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知等を行う工事の契約から適用する。

様式第1号（第9・14関係）

週休2日達成証明願

年 月 日

岩手中部水道企業団  
企業長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

岩手中部水道企業団が発注した次の工事について、週休2日達成を証明願います。

受注者	
工事名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
発注方式 (該当するものに○)	週休2日工事 週休2日交替制工事
週休2日達成状況 (該当するものに○)	完全週休2日（土日祝） 完全週休2日（土日） 月単位（4週8休） 通期（4週8休）
完 成 年 月 日	年 月 日

---

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

岩手中部水道企業団  
企業長

印